

PR版 自給飼料増産に関する支援事業

**飼料増産受託システム拡大緊急対策**

(国産飼料資源活用促進総合対策事業)

目的	コントラクター（飼料生産受託組織）の育成強化を図るとともに、畜産経営の一層の労働軽減と飼料自給率の向上に資する。		
事業内容	一定の要件を満たすコントラクターが受託作業を実施した場合に、作業面積に応じて補助金を交付、「コントラクター業務の平準化促進」（各受託作業毎に3年間補助）及び「長大作物生産の緊急推進」の二つの事業		
事業対象者の要件（抜粋）	①法人格を有するか、法人格を有することが見込まれる組織。 ②長期受委託計画の策定 ③市町村等関係機関の支援体制の確立 ④受託作業面積： ア：20ha以上等 ※1年間の総受託延べ面積（補助対象外も含む） イ：長大作物～推進はアに加え2ha以上、3年目に事業前より10%以上拡大。 ⑤オペレーターの確保：オペレーターの受託作業に従事する日数を90日以上確保（補助対象外も含む）		
補助額	「コントラクター業務の平準化促進」		
	種類	受託作業	補助単価（円/ha） 初年度      2・3年度
	飼料作付	①飼料作付作業	15,000      7,500
		②飼料作付作業（長大作物に限る）	22,000      11,000
		③飼料用稲作付作業	15,000      7,500
	飼料収穫	④飼料収穫作業	28,000      14,000
		⑤稲わら収穫作業	24,000      12,000
		⑥稲発酵粗飼料収穫・調製作業	40,000      20,000
		⑦稲発酵粗飼料収穫・梱包作業	28,000      14,000
		⑧稲発酵粗飼料ラッピング作業	10,000      5,000
		⑨飼料用米収穫作業	30,000      15,000
	草地更新	⑩草地更新作業	30,000      15,000
	TMR	⑪TMR調整供給作業	40,000      20,000
	堆肥	⑫液状きゅう肥散布作業	5,000      2,500
		⑬堆肥処理・利用作業	32,000      16,000
		⑭堆肥切返し作業	6,000      3,000
		⑮堆肥運搬作業	10,000      5,000
		⑯堆肥散布作業	14,000      7,000
	放牧	⑰放牧管理作業	10,000      5,000
	※ 以前に補助を受けた同種の作業については補助対象外		
	「長大作物生産の緊急推進」（H20年度またはH21年度の単年度補助）		
	種類	受託作業	補助単価（円/ha）
	飼料作付	①飼料作付作業 ※	27,000
	飼料収穫	②飼料収穫作業 ※	40,000
	※青刈りトウモロコシ及びソルガムの長大作物に限る		

## 国産粗飼料増産対策事業の概要

区分	稲発酵粗飼料給与確立	飼料用国産稲わら確保対策	水田裏利用飼料生産供給推進
目的	稲発酵粗飼料の利用促進	国産稲わらの飼料利用拡大	水田裏の粗飼料利用拡大
事業内容	稲発酵粗飼料給与確立	飼料用国産稲わら等（高水分稲わらサイレージ，麦わらを含む）確保対策	水稻収穫後の水田裏を活用した粗飼料生産対策
事業対象者	自ら生産し，又は供給を受けた稲発酵粗飼料を家畜に給与するもの。 (農事組合法人，営農集団（3戸以上），公社，農協又は農協連合会，株式会社（農業者がその法人の議決権の過半数を有し，株主の総数が50人以上であり，公開会社でないこと），特認団体（生産局長の承認を受けた団体），畜産農家)	国産稲わら等を肉用牛農家等に供給する <b>組織</b> で事業終了後も継続的・安定的に実施できるもの。 (農事組合法人，営農集団（3戸以上），公社，農協又は農協連合会，株式会社（農業者がその法人の議決権の過半数を有し，株主の総数が50人以上であり，公開会社でないこと），特認団体（生産局長の承認を受けた団体）)	水稻収穫後の水田裏を活用して飼料を生産し，畜産農家に供給又は家畜に給与するもの。 (農事組合法人，営農集団（3戸以上），公社，農協又は農協連合会，株式会社（農業者がその法人の議決権の過半数を有し，株主の総数が50人以上であり，公開会社でないこと），特認団体（生産局長の承認を受けた団体）， <b>認定農業者</b> )
補助率	定額 利用供給面積 10,000円/10a	20年度開始：3,000円/10a (3年間同じ助成単価が交付)	10,000円/10a (補助金交付は3年間)
備考	事業実施期間は事業開始年度から3年間	わら専用稲，飼料用でないもの，従来から飼料として利用されていた水田のものは補助対象外	・事業実施期間は事業開始年度から5年間，5年後に2ha以上の取組 ・ <b>表作は水稻</b> (飼料用米・わら専用稲・稲発酵粗飼料は対象外)

### 自給飼料増産に関する事業の問い合わせ先

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班	TEL022-211-2852	大河原家畜保健衛生所	TEL0224-53-3538
全農宮城県本部畜産課	TEL022-264-8450	仙台家畜保健衛生所	TEL022-257-0921
栗原地域事務所畜産振興部	TEL0228-22-2487	北部(旧大崎)家畜保健衛生所	TEL0229-91-0729
東部(旧石巻)地方振興事務所畜産振興部	TEL0225-95-1438	東部(旧登米)家畜保健衛生所	TEL0220-22-2349